HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ファイナンス・リース取引の抵触法上の取扱いについて ： ドイツの学説を中心に
Author(s)	嶋, 拓哉
Citation	北大法学論集, 69(5), 182[1]-148[35]
Issue Date	2019-01-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/72423
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol69no5_01.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

ファイナンス・リース取引の抵触法上の取扱いについて

―― ドイツの学説を中心に ――

嶋　　拓哉

1．ファイナンス・リース取引の概要と本稿の問題意識

（1）取引の概要[1]

ファイナンス・リース取引は、典型的には、「ユーザーの希望する物件を、リース会社がユーザーに代わってサプライヤーから購入し、リース会社は比較的長期間にわたってその物件をユーザーにリースし、この期間中に受け取るリース料をもって、投下資本および金利その他の付随費用の全部あるいは大部分を回収するような採算に基づいて行われる取引」[2]と定義される。ファイナンス・リース取引は、ユーザーが導入を希望する設備機器を選定し、これをリース会社が購入しユーザーに貸与するものであるが、日常の修繕等はユーザーが行い、リース会社はユーザーからリース料という形態で設備機器購入費用等の償還を行うのみである。従って、その実態は、ユーザーが設備機器を導入するに当たってリー

[1] 取引概要の詳細については、社団法人リース事業協会『リース標準契約書の解説』（リース事業協会、1997年）、同協会『リース・ハンドブック〔第32版〕』（リース事業協会、2016年）、梶村太市＝石田賢一＝西村博一編『新リース契約法』（青林書院、2011年）等を参照。

[2] 伊藤進『リース・貸借契約論〔私法研究著作集第８巻〕』（信山社、1996年）３頁以下、川口恭弘『現代の金融機関と法〔第５版〕』（中央経済社、2016年）89～90頁。

ス会社が資金提供を行っているという構図に等しいため、設備機器の導入を目的とした資金調達手段として位置付けられる。金融取引としての性格を強く帯びた契約であり、ノン・キャンセラブル（ユーザーからの中途解約が禁止されていること）とフル・ペイアウト（リース期間中にユーザーが支払うリース料で、リース会社が物件代金およびそれに付随する諸費用［金利、税金、保険料等］をほぼ全額回収すること）の二条件を満たすものをいう[3]。

当事者は、リース会社（Leasinggeber）、ユーザー（Leasingnehmer）、サプライヤー（Lieferant）の三者である。個々の取引によって多少の違いはある[4]が、当事者間の関係は概ね次のとおり整理できる。

第一に、リース会社とユーザーの関係である。リース会社はユーザーとのリース契約に基づいて、比較的長期間（日本では通常３～７年）にわたり、設備機器等の物件をユーザーに貸与する。他方において、ユーザーはリース会社に対して一定額のリース料を定期的に支払う。既述のとおりユーザーからの中途解約は認められない[5]。物件の所有権はリース会社に帰属する[6]が、リース会社は物件の瑕疵担保責任、修繕保守義務

[3] これに対して、使用貸借としての性格が色濃く出ているのが、オペレーティング・リース取引と言われるものである（ドイツでは、“einfach Leasingvertrag” と称されることもある）。この取引は、リース会社が一定期間ユーザーに物件を貸与することを目的とし、契約期間中であっても予告期間を設けてユーザーから中途解約できる形態のものを指す。

[4] 本稿では、典型的と認識されているファイナンス・リース取引を念頭に置いて記述するが、実際には、例えば、①ユーザーによる中途解約を認めるものの、ユーザーには中途解約による損害金の支払いが義務付けられ、これにより、リース会社による物件購入代金その他の付随費用の回収を可能とする形態、②契約終了時に再度リースする権利をユーザーに付与しない形態、③ユーザーが支払うリース料金を一定額ではなく、変額としたり、一定期間その支払いを据え置く形態、④ユーザーがリース物件を第三者に転貸することを許容する形態等変則的な態様を採るものも存在する（白木武男「特殊な形式をとったファイナンスリース取引」金融法務事情1098号33 ～ 35頁［1985年］）。

[5] 但し、リース契約終了時に、ユーザーは再リースする権利を有する場合が比較的多いようである。

[6] もっとも、リース会社はリース料によって物件の売買代金等の回収をほぼ終

および危険負担を負わない[7]。

第二に、リース会社とサプライヤーの関係である。リース会社はユーザーの希望する設備機器等の物件をサプライヤーから購入する。両者の間には、物件に関する売買契約が存在する。また、サプライヤーはこの売買契約の締結に当たり、それがリース会社とユーザー間のリース契約と関連を有するものであることを認識している[8]。

第三に、ユーザーとサプライヤーの関係である。多くの場合、両者の間には明示の契約は存在しないが、ユーザーはサプライヤーに対してリース物件の修補を請求する権利を有すると考えられている[9]。

以上のことを踏まえると、ユーザーが希望する物件を導入するに当たってその資金面での手当てをリース会社が行うという意味で、金融取引的色彩の強い契約である。割賦購入契約と類似の機能を有するとも考えられるが、契約終了時に物件の所有権がリース会社に帰属する点にお

えていることから、リース期間終了後にタダ同然の低価格でユーザーに当該物件を売却することも多い。

[7] 伊藤・前掲注（２）３～４頁。

[8] 1988年５月28日付で策定された国際的なファイナンス・リース取引に関するユニドロワ条約（UNIDROIT Convention on International Financial Leasing）１条２項（b）では “the equipment is acquired by the lessor in connection with a leasing agreement which, to the knowledge of the supplier, either has been made or is to be made between the lessor and the lessee;” とある（下線部は執筆者による）。なお、わが国およびドイツは同条約を批准していない。

[9] もっとも、わが国実質法においても、サプライヤーに対するユーザーの直接修補請求権の法的根拠は明らかではない（織田博子「ファイナンス・リース取引と多角的法律関係」椿寿夫＝中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』（日本評論社、2012年）400頁以下、梶村＝石田＝西村編・前掲注（１）70頁以下［石田］）。なお、社団法人リース事業協会によるリース契約書〔平成12年２月改訂版〕15条３項では、物件に瑕疵があった場合等においては、①ユーザーがサプライヤーに対して直接修補請求を行い、サプライヤーとの間で解決を図るべきこと、②ユーザーがリース会社に対して書面で請求し、リース会社もこれに応じる場合には、リース会社は自身がサプライヤーに対して有する請求権をユーザーに譲渡することにより、ユーザーに協力すること等が規定されている。

いて、割賦購入契約との相違が認められる[10]。もっとも、本稿との関係で着目すべきは、ファイナンス・リース取引が複数の当事者間における複数の契約に基づいて構成されている点である。この取引の基本的な枠組みは、リース会社とユーザー間のリース契約と、リース会社とサプライヤー間の物件売買契約を組み合わせる形で、構築されている。現在言われているところの結合取引の一種である。わが国の実質法では従前より、この二つの契約を一応別個のものとして取扱ってきたが、他方において、この二つの契約は経済的目的から一体性を有していることに留意すべき、との見解も示されてきた[11]。

（2）本稿の問題意識

とりわけ近年の経済活動においては、複数の契約を結合させる形で単一の取引メカニズムが組成されることが多い。ファイナンス・リース取引に限らず、第三者信用販売取引、フランチャイズ等はその典型である。こうした結合取引は、独立した複数の経済主体が分業しながら同一の経済目的を実現するために協働するという現代的な取引の枠組みであるが、それは同時に、契約という二当事者間に限定した法的関係を駆使することで、法的責任の所在という観点に立てば分散型のメカニズムを提供するものとして機能している[12]。従って、こうした複数契約の結合から生じる取引システムでは、契約を用いて相対型でのリスク管理が行われる一方で、契約の多角的結合を通じて取引による利益の内部分配が複雑化し不透明化することで、リスクの所在と収益の所在が必ずしも一致するわけではなく、両者の間にズレが生じることがある。顧客は結合関係にある個々の取引内容に応じて、経済的統合体を組成する各構成員と個別に契約を締結するが、そうした契約の相対関係のみに着目しても、

---

[10] 近江幸治『民法講義Ⅴ契約法〔第３版〕』（成文堂、2006年）328頁。但し、リース契約においても、期間終了時にタダ同然で物件をユーザーに売却するのであれば、実態として両者の差違は殆ど無くなるであろう。

[11] 近江・前掲注（10）328頁。

[12] グンター・トイブナー（藤原正則訳）「結合義務としての利益の分配？フランチャイズ・システムでのネット利益の再分配」新世代法政策学研究10号251頁以下（2011年）。

そこから看取しうるのは顧客と個々の構成員に閉じた双方的交換関係に過ぎず、結合関係にある複数の契約が構築する取引システム全体と顧客との間の法的関係を把握することはできないであろう。複数の構成員が共通の経済目的を実現するために一体的関係性を強化し、その内部で契約の相対性を駆使して緩やかな責任分散型の体制を構築している以上、実質法の領域のみならず抵触法の領域においても、契約の集合体としての取引システムを全体として視野に入れ、法的処理のあり方を検討する必要があるように思われる。即ち、抵触法の領域においても、この点に留意し、準拠法の決定に当たっては、複数の経済主体の協働による経済的統合体の存在を正面から認知し考慮を払う必要があるように思われる[13]。

ファイナンス・リース取引は、リース会社とユーザー間のリース契約と、リース会社とサプライヤー間の物件売買契約を組み合わせた結合取引の典型であるが、本稿では、上述のような視点に立脚して、この取引の抵触法上の取扱いについて概観する。わが国では、踏み込んだ先行研究がないことから、主としてドイツの学説状況を紹介し、これに考察を加える形で議論を進めることとしたい。

2．ドイツにおける通説的見解の整理

ドイツにおいても、実質法の領域でネットワーク責任論の立場から契約結合を論じる見解もある[14]が、通説的理解はこうした新たな視点を採

[13] わが国実質法の領域においても、こうした問題意識に立脚した議論が既に展開されている。例えば、千葉恵美子「『多数当事者の取引関係』をみる視点－契約構造の法的評価のための新たな枠組み－」伊藤進他編『椿寿夫教授古稀記念・現代取引法の基礎的課題』（有斐閣、1999年）161頁以下、都筑満雄『複合取引の法的構造』（成文堂、2007年）、椿寿夫＝中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』（日本評論社、2012年）等では、こうした問題意識を明確に看取することが可能である。

[14] トイブナー（藤原訳）・前掲注（12）、およびグンター・トイブナー（藤原正則訳）『契約結合としてのネットワーク』（信山社、2016年）はその代表例である。

り入れることには否定的である[15]。また、実質法に比べてさほど踏み込んだ議論が展開されているわけではないが、抵触法の領域でも、結合取引を構成する個々の契約に着目し、契約毎に区々準拠法を決定していく立場が支配的である。

（1）当事者による法選択がある場合

通説的な見解に拠れば、仮令結合取引を構成する個々の契約であったとしても、各契約の当事者間で準拠法の選択がある場合には、当事者自治の原則に従い、その選択が尊重される[16]。ローマⅠ規則３条１項では「契約は当事者によって選択された法に拠る。その選択は契約条項もしくは事案の状況により明示的にあるいは明確に示されていなければならない。当事者はその選択により、契約の全部もしくは一部のみについて準拠法を指定することができる」と規定するが、この当事者自治の原則とでも言うべき内容は、もはや欧州では「契約上の債権債務関係を巡る抵触法体系の基礎（cornerstone）」[17]として位置付けられている。例えば、C. Dageförde 博士は、ファイナンス・リース取引を念頭に置いて、「ローマⅠ規則３条に拠れば、リース契約および物件売買契約の当事者は、各々の契約関係を各自が選択した法に委ねることができる。これを特定の法に限定するといった考えは、欧州抵触法の観点からは成り立ち得ない。特に準拠法選択の合意は相互に独立しており、選択された法の適用はリース契約もしくは物件売買契約それぞれに限定される。なお、通常は

[15] S. Grundmann, Die Dogmatik der Vertragsnetze, AcP 207, 719 (2007); C-W. Canaris, Handelsrecht, 24. Aufl. (C. H. Beck, 2006), 302ff.

[16] Münchener Kommentar BGB, Band 12, 7. Aufl. (C. H. Beck, 2018), Rom I-VO, Art. 4 Rdn. 53 [D. Martiny]; C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), Internationales Vertragsrecht, 7. Aufl. (Dr. Otto Schmidt, 2010), Rdn. 1133 [C. Dageförde].

[17] ローマⅠ規則前文（11）を参照。F. Diedrich, Rechtswahlfreiheit und Vertragsstatut: eine Zwischenbilanz angesichts der Rom I-Verordnung, RIW 2009, 378, 379; G. Rühl, Party Autonomy in the Private International Law of Contracts: Transatlantic Convergence and Economic Efficiency, in E. Gottschalk/R. Michaels/G. Rühl/J. von Hein (ed.), Conflicts of Laws in a Globalized World (Cambridge Univ. Pr., 2007), 153.

明示的な準拠法選択が必要であろう。というのも、契約内容の相互独立性という視点に基づけば、一の契約（例えば、リース契約）が他の契約（例えば、物件売買契約）と時間的な関連性を持って締結されたという一事では、黙示の法選択の意思を立証するには不十分と考えられるからである」と明快に論じている[18]。

こうした通説的な見解には一点留保を要するであろう。それは、ファイナンス・リース取引を構成する各契約が消費者契約に該当する場合には、ローマⅠ規則６条２項およびドイツ国際私法（以下、条項前は単に「EGBGB」という）46b 条の規定[19]が、当事者自治の原則を外在的に制約するという点である[20]。このうちローマⅠ規則６条２項では、事業者に該当しない自然人（消費者）と事業者との間で契約が締結された場合であっても、当事者による主観的法選択を許容するものの、主観的法選択を行うことで、消費者の常居所地国法のうち強行法規に基づき付与される保護を消費者から奪うことを許容しない旨規定する。つまり、消費者契約という特定の契約類型については、主観的法選択を用いることで消費者の常居所地国の強行法規による消費者保護の枠組みを潜脱することを認めないというのが、当該規定の趣旨であり[21]、市場における弱者保護を目的とした特別規定であると位置付けられている[22]。また、

---

[18] C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 1133 [C. Dageförde].

[19] 加えて、ローマⅠ規則９条に規定する国際的強行法規の適用も、当事者自治原則に対する外在的制約の１つである。本稿は、同原則に対する外在的制約を主たる題目とはしていないので、紙幅の関係上、説明は割愛する。詳細については、拙稿「結合取引の準拠法－第三者信用販売取引を中心に据えて」北大法学論集68巻４号276頁以下（2017年）を参照。

[20] もっとも、ファイナンス・リース取引では多くの場合、建設機器、製造機械、船舶・航空機、トラック、建設プラント等を対象とすることを踏まえると、大半の事案では、リース会社、サプライヤーはもとより、ユーザーも事業者であると想定される。従って、以下本稿では、特段の言及がない限りは、これら取引当事者がすべて事業者であることを前提に検討を行う。

[21] C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 4206 [D. Martiny].

[22] Staudinger BGB, Einleitung zur Rom I-VO; Art. 1-10 Rom I-VO (de Gruyter, 2016), Rom I-VO Art. 6 Rdn. 1 [U. Magnus]; Palandt BGB, 72. Aufl. (C. H. Beck, 2013), Rom I-VO Art. 6 Rdn. 2 [K. Thorn]; H. E. Kroeger, Der

EGBGB46b 条に拠れば、契約が欧州連合加盟国および欧州経済圏に属する国[23]と実質的に密接な関連を有する場合には、仮令当事者が契約準拠法として第三国の法を選択したときであっても、消費者保護に関する欧州連合指令を実施するためにこれら欧州連合加盟国等が施行している法律を適用することが求められる。一般的に消費者契約を巡っては欧州連合の規制水準が相対的に高い[24]ため、一方の契約当事者である事業者は、消費者契約に関して何らの保護規定も有しない第三国（あるいは欧州連合よりも保護水準の低い第三国）の法を準拠法に指定し、この潜脱を目論むことがあり得る。しかしながら、仮に契約当事者という私人の主観的法選択により欧州連合指令の適用を回避できるとなれば、同連合域内で調和が図られてきた標準的な保護水準の維持が妨げられることになる[25]。こうした事態を回避し欧州連合指令を属地的に適用しその保護水準の確保を図る必要があるが、EGBGB46b 条はこれを実現するために設けられた抵触規定である[26]。

Schutz der "marktschwächeren" Partei im internationalen Vertragsrecht (A. Metzner, 1984), 80; C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 4204 [D. Martiny]; Dicey/Morris/Collins, The Conflict of Laws, 15th ed. (Sweet&Maxwell, 2012), § 33-126.

[23] 欧州経済圏（European Economic Area）は、欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国が欧州連合（EU）に加盟することなく、欧州連合の単一市場に参加することができるように、1994年に欧州自由貿易連合と欧州連合の間で発効した協定に基づいて設置された枠組みである。これにより欧州連合の単一市場に参加し得る国は、具体的にはアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインの三か国である。

[24] M. Kaspers, Die gemischten und verbundenen Verträge im Internationalen Privatrecht (P. Lang, 2015), 79ff.

[25] M. Kaspers, a.a.O. (Fn. 24), 142.

[26] Münchener Kommentar BGB, a.a.O. (Fn. 16), EGBGB Art. 46b Rdn. 2 [D. Martiny]; C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 4236ff. [D. Martiny]; Staudinger BGB, Art. 11-29 Rom I-VO; Art. 46b, c EGBGB (de Gruyter, 2016), EGBGB Art. 46b Rdn. 1 [U. Magnus]; H. G. Bamberger/H. Roth (Hrsg.), BGB, Band 3, 3. Aufl. (C. H. Beck, 2012), EGBGB Art. 46b Rdn. 1 [A. Spickhoff]; Erman BGB, Band II, 12. Aufl. (Dr. Otto Schmidt, 2008), EGBGB Art.

（2）当事者による法選択がない場合

通説的見解に拠れば、ファイナンス・リース取引を構成する個別契約（リース契約と物件売買契約）について当事者による法選択がない場合であって、ローマⅠ規則６条に規定する特別類型に該当しないとき[27]には、同規則４条に定める客観連結規則に基づき、これら契約毎に区々準拠法が決定されることになる[28]。

リース契約および物件売買契約毎に具体的な準拠法決定のあり方を論ずる前に、ローマⅠ規則４条の客観連結規則について簡単に説明を要するであろう。契約の客観連結においては特に、予見可能性（Vorhersehbarkeit）や法的安定性（Rechtssicherheit）の確保という要請がある一方で、具体的な最密接関係性（engste Beziehung）の探求が要請される[29]が、同条はこれら二つの相反する要請の均衡を図る形で客観連結に関するルールを規定している[30]。ローマⅠ規則４条では、第１項で代表的な契約類型を列挙し、それぞれの類型について画一的な連結点を規定する[31]。例えば、動産売買契約については売主の常居所地を、サー

29a Rdn. 1 [G. Hohloch].

[27] ローマⅠ規則４条の規定に拠れば、同条の適用要件として、第５条から第８条に該当しないことが求められている。しかしながら、第５条は運送契約、第７条は保険契約、第８条は個別雇用契約を対象とする特別規定であり、これら三つの契約類型はいずれもファイナンス･リース取引とは関係が生じ得ない。同取引と関係があり得るとすれば、消費者契約に関する特別規定たる第６条のみである。

[28] Münchener Kommentar BGB, a.a.O. (Fn. 16), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 53 [D. Martiny]; C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 1134ff. [C. Dageförde].

[29] T. Rauscher (Hrsg.), EuZPR･EuIPR, Band III [Rom I-VO, Rom II-VO], 4. Aufl. (Dr. Otto. Schmidt, 2016), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 14 [K. Thorn].

[30] T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 29), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 14 [K. Thorn]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), European Commentaries on Private International Law, Vol. II [Rome I Regulation] (Dr. Otto Schmidt, 2017), Art. 4 No. 6 [U. Magnus].

[31] Erman BGB, 15. Aufl. (Dr. Otto. Schmidt, 2017), Rom I Art. 4 Rdn. 2 [G. Hohloch]; Palandt BGB, a.a.O. (Fn. 22), Rom I Art. 4 Rdn. 2 [K. Thorn].

ビス提供契約については提供者の常居所地を、不動産の物的権利や賃貸借に関する契約については不動産の所在地を、それぞれ連結点として定めるが如くである[32]。また第２項では、第１項に規定する個別類型に包摂されない契約や複数の類型に跨がる契約について、特徴的給付を行う当事者の常居所地を連結点として規定する。もっとも、第１項および第２項の規定内容は明確（clear cut）であるものの、常に最密接関係地への連結という結果を導くとは限らない[33]。個々の事案における最密接関係地を探求することは、結果として当事者の予見可能性の確保に繋がる側面を有することから、より柔軟な抵触準則を追加的に設けて、具体的事案における妥当性（kollisionsrechtliche Einzelfallgerechtigkeit）を確保する必要がある[34]。このような目的を有する規定が第３項および第４項である。とりわけ第３項では、事案のあらゆる事情を勘案した結果、前二項が指し示す地以外に明らかにより密接な関連性を有する他の地が存在する場合には、当該他の地の法を適用する旨を規定する。これは回避条項（Ausweichklausel, escape clause）であり、最密接関係地を探求することによって、第１項または第２項で得られた結論を覆す効力を有することから、客観連結の基本的視座が飽くまでも最密接関係地法の探求にあることを強く示唆するものとして位置付けられる[35]。

---

[32] ローマⅠ規則４条１項(a), (b), (c)を参照。

[33] T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 29), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 134 [K. Thorn]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), supra note (30), Art. 4 No. 24 [U. Magnus].

[34] T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 29), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 134 [K. Thorn]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), supra note (30), Art. 4 No. 24 [U. Magnus].

[35] なお、ローマⅠ規則４条４項は、「第１項および第２項に拠れば準拠法が定まらない場合には、契約は最密接関係地国法に拠る」と規定する。稀なケースではあるが、交換契約やジョイント・ベンチャー契約等では、時として第１項および第２項の clear-cut rule では準拠法が定まらない事態が想定される。こうした場合には、第３項の回避条項に拠らず、第４項に基づき、最密接関係地国法が契約準拠法として指定される（Staudinger BGB, a.a.O. (Fn. 22), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 144 [U. Magnus]）。

（イ）リース会社とサプライヤー間の物件売買契約

物件売買契約の当事者はリース会社とサプライヤーであるが、対象物件が動産であって両当事者が異なる国に所在する場合には、ローマⅠ規則４条１項（a）に基づいて、サプライヤーの常居所地[36]に客観連結する[37]。他方、物件が不動産である場合には、同項（c）に基づいて、不動産の所在地に客観連結する[38]。なお、対象物件が動産である場合、この契約にはウィーン動産売買条約の適用が想定され得る[39][40]。ドイツにおける主たる見解に拠れば、これら客観連結に関する結論には異論をみない。

（ロ）リース会社とユーザー間のリース契約

リース契約の客観連結のあり方を巡っては、従前より様々な見解が錯綜していた。ドイツ以外に眼を向けると、古くは英国[41]やフランス[42]に

---

[36] サプライヤーは通常、事業者であるが、その場合の常居所地は、ローマⅠ規則19条に基づき決定される。仮に契約がサプライヤーの一の事業所の業務として締結されたものであれば、同４条１項（a）にいう常居所地は、契約締結時における当該事務所の所在地を指す（同19条２項および３項）。それ以外の場合には、サプライヤーの中心的業務地（本拠地）がその常居所地とされる（同条１項）。

[37] C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 1134 [C. Dageförde]; T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 29), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 94 [K. Thorn].

[38] ファイナンス・リース取引の対象となる不動産として、従来は建物、構築物等の償却資産が想定されてきたが、近時では工業用地等の取得のために、土地を対象とするファイナンス・リース取引を活用する動きもあるようである。不動産を対象とするリース取引の概要については、伊藤・前掲注（２）195頁以下を参照。

[39] C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 1134 [C. Dageförde]; Staudinger BGB, a.a.O. (Fn. 22), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 264 [U. Magnus].

[40] 他方において、次項（ロ）で取り上げるリース契約に関しては、仮令期間終了時点においてユーザーが物件を買い取る権利を付与されていたとしても、ウィーン動産売買条約の適用はないとされる（U. Magnus/P. Mankowski (ed.), supra note (30), Art. 4 No. 315 [U. Magnus]）。

[41] I. Davies, International Leasing, The Journal of Business Law 1984, 468, 475.

[42] Bey/Gavalda, Problématique Juridique du Leasing International, Gaz. Pal. (1979) I-Doctr., 144f.

おいて、リース契約について、仮令それが動産を対象としたものであっても、物件所在地に客観連結すべきとの見解が提唱されていた。こうした見解は、当時コモン・ローでは、リース契約は所有権（proprietary right, jus in re）を創出するものとして、その物権的性格が主張されていた[43]ことと深い関連を有している[44]。これに対して、従前のドイツでは、他の契約同様にリース契約も、契約準拠法に関する一般準則に沿って客観連結がなされるものと考えられていた。ローマⅠ規則施行前には、EGBGB28条が契約の客観連結準則を規定していたが、その第１項では、契約は最密接関係地に連結することが規定され、第２項では特徴的給付者の常居所地（法人の場合には、当該契約に関与したのが一の事業所である場合にはその事業所の所在地、そうでない場合には主たる事業所の所在地）を最密接関係地と推定する旨の規定が、第３項では不動産の物的権利もしくはその利用を対象とする取引については、その不動産の所在地を最密接関係地と推定する旨の規定が、それぞれ置かれていた。また第５項には回避条項が置かれ、事案の諸事情を総合的に勘案すれば、その他の地が最密接関係地と認められる場合には、第２項以下の推定条項を適用しない旨を規定していた[45]。そこで当時の学説に拠れば、動産を対象とするファイナンス・リース取引について、ユーザーがリース料を金銭で給付するのに対して、リース会社は対象物件を給付することから、後者が特徴的給付者として位置付けられるとしたうえで、EGBGB28条２項に基づきリース会社の常居所地（上記事業所の所在地）がリース契約の最密接関係地として推定されると考えられていたのである[46]。

---

[43] I. Davies, supra note (41), 468, 475.

[44] 同様の指摘を行うものとして、C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 1135［C. Dageförde］がある。

[45] なお、EGBGB28条４項は、運送契約について、積込地、積降地または発送者の主たる事業所のいずれかが運送会社の主たる事業所の所在地と同一であれば、その地を最密接関係地と推定する旨等を規定していた。もっとも、同条項は本稿の内容とは直接的な関連を有しない規定である。

[46] Soergel BGB, Band 10, 12. Aufl. (W. Kohlhammer, 1996), EGBGB Art. 28 Rdn. 175-176 [B. von Hoffmann]; Erman BGB, a.a.O. (Fn. 26), EGBGB Art. 28 Rdn. 36

ローマⅠ規則施行後は、動産を対象とするリース契約については、同規則４条１項（b）に基づきリース会社の常居所地[47]に客観連結するとの見解も存在する[48]。同規則４条１項（b）は、サービス提供契約について提供者の常居所地に客観連結する旨を規定するが、この見解に拠れば、リース契約は同条項にいうサービス提供契約に該当すると主張するのである。これに対して通説的見解は、動産を対象とするリース契約について、リース会社の常居所地に客観連結するとの結論では上記見解と一致をみるものの、ドイツ国際私法（具体的条文としてはEGBGB28条）における従前の見解を基本的に踏襲し、その根拠をローマⅠ規則４条２項に求めるべきものと考えている[49][50]。通説的見解に拠れば、ファイナンス・リース取引におけるリース契約は、オペレーティング・リースとは異なり、事務処理的要素（Geschäftsbesorgungselement）[51]が後退しているこ

[G. Hohloch]; C. von Bar, Internationales Privatrecht, Band II (C. H. Beck, 1991), Rdn. 499; Münchener Kommentar BGB, Band 10, 4. Aufl. (C. H. Beck, 2006), EGBGB Art. 28 Rdn. 174 [D. Martiny].

[47] 脚注（36）で既に説明済みであるが、リース会社は事業者であるから、その常居所地に関する詳細な認定は、ローマⅠ規則19条に基づいて行われる。

[48] H. Prütting/G. Wegen/G. Weinreich (Hrsg.), BGB, 8. Aufl. (Luchterhand, 2013), Rom I-VO Anhang zu Art. 4 Rdn. 41 [E. Brödermann/G. Wegen].

[49] T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 29), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 94 [K. Thorn]; Staudinger BGB, a.a.O. (Fn. 22), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 265 [U. Magnus]; Münchener Kommentar BGB, a.a.O. (Fn. 16), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 53 [D. Martiny]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), supra note (30), Art. 4 No. 316 [U.Magnus]; C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 1135 [C. Dageförde].

[50] 通説的見解に拠れば、リース対象物件が船舶であるケースでも、同様にローマⅠ規則４条２項が適用されると考えられている（P. Mankowski, Seerechtliche Vertragsverhältnisse im Internationalen Privatrecht (J. C. B. Mohr, 1995), 440; Staudinger BGB, a.a.O. (Fn. 22), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 265 [U. Magnus]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), supra note (30), Art. 4 No. 316 [U. Magnus]; Münchener Kommentar BGB, a.a.O. (Fn. 16), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 52 [D. Martiny]）。

[51] なお、事務処理契約がローマⅠ規則４条１項（b）に規定するサービス提供契約（Dienstleitungsvertrag）に該当することについては、異論をみな

と、あるいは単に物件を使用に供することが契約の主たる要素であることから、同規則４条１項（b）に規定するサービス提供契約には該当しないとする[52]。これは、①ファイナンス・リース取引において、リース会社は物件をユーザーの使用に供するものの、取決めにより修繕保守義務を負わないなど、サービス提供を殆ど行わないこと、②物件の所有権はリース会社に帰属するものの、実態としてはその購入代金をユーザーが支弁する形となっており、ユーザーによる物件購入をリース会社が金融面で支援する性格が強いことという、同取引の二つの特徴を踏まえた判断であろうと考えられる。

他方で、リース契約の対象物件が不動産である場合には、その所在地に客観連結すると一般に考えられている[53]。もっとも、その法的根拠はさほど明確ではない。ローマⅠ規則４条１項（c）は「不動産に関する物的権利（ein dingliches Recht, a right in rem）および賃貸借（Miete oder Pacht, tenancy）を対象とする契約はその所在地国法に拠る」旨を規定するが、学説は、リース契約が物的権利を対象とする同条項前段の契約類型に該当しないとするほか、賃貸借を対象とする後段の契約類型にも直ちには包含されないとする点で、見解の一致をみているようである。そのうえで、最終的な結論として不動産所在地に連結するという点でもほぼ一致をみる[54]が、その法的根拠を巡っては区々の見解が示されてい

い（Münchener Kommentar BGB, a.a.O. (Fn. 16), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 48 [D. Martiny]）。またこの点は旧法（EGBGB29条）下でも確認されている（BGH von 26. 10. 1993, BGHZ 123, 380, 385; W. Lorenz, Kollisionsrecht des Verbraucherschutzes: Anwendbares Recht und internationale Zuständigkeit, IPRax 1994, 429, 430）。

[52] T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 29), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 94 [K. Thorn]; Staudinger BGB, a.a.O. (Fn. 22), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 265 [U. Magnus]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), supra note (30), Art. 4 No. 316 [U. Magnus].

[53] Staudinger BGB, a.a.O. (Fn. 22), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 266 [U. Magnus]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), supra note (30), Art. 4 No. 317 [U. Magnus]; C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 1136 [C. Dageförde].

[54] 本文に記述した支配的見解と同様、不動産を対象とするリース契約にローマⅠ規則４条１項（c）を適用することに否定的な立場を採ったうえで、支配的見解とは異なり、不動産所在地に客観連結するという結論自体に異を唱える少

る。C. Dageförde 博士はローマⅠ規則４条３項の回避条項（Ausweichklausel）に基づき不動産所在地を最密接関係地と捉える[55]のに対して、U. Magnus 博士はローマⅠ規則４条１項（c）の後段の契約類型（賃貸借）を広く解することにより、あるいは同条項の準用により、もしくは４条３項の適用により、同旨の結論を導こうとする[56]。

（3）ユーザーとサプライヤーの法的関係

これまで本稿では、ファイナンス・リース取引を構成する二つの契約、即ち、物件売買契約とリース契約の準拠法について、主観的法選択が存在する場合とそうでない場合に分けて、通説的な立場にある学説が如何なる見解を示しているのかを説明したが、準拠法が問題となり得るもう一つの局面が、ユーザーとサプライヤーの法的関係である。この両者の間には直接の契約関係がないことが多いが、他方で、通常のファイナンス・リース取引の場合にはリース会社が修繕義務を負わないため、ユーザーからサプライヤーに対して直接に修補請求が行われるのが通常である。果たして両者の関係を規律する法を如何なる抵触準則に基づき決すべきかという点が、ここで議論されるべき問題である。

ドイツにおいても、この点について言及している文献は僅少である。その中でも、最も明快なのは、K. Thorn 博士の見解である。同博士は「サプライヤー（Lieferant）に対するユーザー（Leasingnehmer）の直接修補請求権に関しては、実質的に（im Wesentlich）ローマⅠ規則14条に基づき、その譲渡はリース契約の準拠法に拠る一方で、請求権の内容は物件売買契約の準拠法に拠る」との結論を示している[57]。ローマⅠ規則14条は任意の債権譲渡に関する抵触規則であるが、サプライヤーに対するユー

数意見もある（R. Plender/M. Wilderspin, The European Private International Law of Obligations, 4th ed. (Sweet&Maxwell, 2015), §7-039）。この少数意見に拠れば、ローマⅠ規則４条２項に基づき、特徴的給付者であるリース会社の常居所地に客観連結するという結論に至る。

[55] C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 1136 [C. Dageförde].

[56] Staudinger BGB, a.a.O. (Fn. 22), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 266 [U. Magnus]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), supra note (30), Art. 4 No. 317 [U. Magnus].

[57] T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 29), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 94 [K. Thorn].

ザーの直接修補請求権について、リース会社が元来物件売買契約に基づきサプライヤーに対して取得した修補請求権をユーザーに譲渡するという構成を擬制すれば、この Thorn 博士の説明は判りやすいであろう。ただ、実際には、リース会社がユーザーに、自身がサプライヤーに対して有する修補請求権を譲渡しているわけではない。Thorn 博士も「実質的に（im Wesentlich）」という文言を用いて、本来的にはローマⅠ規則14条の適用が想定される局面ではないことを暗に示唆しているものと思われる。

他方で、結論としては Thorn 博士と同じであるが、その立論を異にするのが C. Dageförde 博士である[58]。同博士も、サプライヤーに対する直接修補請求権がユーザーに帰属するか否かは、リース契約の準拠法に拠るとする。しかしながら同博士は、その根拠として、そうしたユーザーの請求権がリース契約における瑕疵担保免責条項の効果により生じるとした、ドイツ連邦最高裁判決[59]を引き合いに出す[60]。即ち、ユーザーが直接修補請求権を取得し得るか否かはリース契約における瑕疵担保免責条項の有無に拠るのだから、その判断はリース契約の準拠法に委ねられるとの立論であろう。そのうえで、サプライヤーに対するユーザーの直接修補請求権の行使内容（行使の範囲および態様）については、ローマⅠ

---

[58] C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 1138 [C. Dageförde]. なお、Münchener Kommentar BGB, a.a.O. (Fn. 16), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 53 [D. Martiny] では、「サプライヤーに対するユーザーの、あり得べき直接修補請求権については、物件売買契約とリース契約両方の準拠法の組み合わせが支持される」と記述する。不明確な記述であるが、おそらくは事項毎に二つの準拠法を切り分けて適用するという意味であり、その限りにおいて、K. Thorn 博士および C. Dageförde 博士の見解と同様の趣旨ではないかと思われる。

[59] BGH von 17. 12. 1986, NJW 1987, 1072, 1073.

[60] この判決では、瑕疵担保免責条項が有効であるためには、その前提条件としてユーザーがサプライヤーに対する直接修補請求権を取得していることを要するとしたが、仮にこうした条件が満たされない場合には、当該免責条項はドイツ民法307条に反し無効と考えられている。なお、ドイツ民法307条は「約款中の条項が信義誠実の要請に反して約款使用者の契約相手方を不相当なまでに不利益に取り扱うときは、当該条項を無効とする。不相当なまでの不利益は、条項が明確でなく、または平易でないことからも生ずる」旨を規定する。

規則15条に基づき物件売買契約の準拠法に拠るとする。ユーザーはリース会社に対して一定額のリース料を支払うなどリース契約上の自身の債務を履行している以上、物件売買契約に基づきリース会社がサプライヤーに対して有する修補請求権を代位行使し得るという法律構成を念頭に置いたうえで、その行使内容の問題は代位対象債権である修補請求権の準拠法（即ち、物件売買契約の準拠法）に拠るべしとする立論であろう[61]。

（4）小括

ドイツにおける通説的学説の中では、ファイナンス・リース取引を巡る抵触法上の分析について、概ね以下のようなコンセンサスが得られていると思われる。

① ファイナンス・リース取引を構成する物件売買契約およびリース契約には当事者自治の原則が妥当し、各契約につき主観的法選択があればそれを優先する。

② 主観的法選択がない場合には各契約につき客観連結に拠るが、その場合の結論は概ね次のとおりである。

（ⅰ）物件が動産である場合には、物件売買契約はサプライヤーの常居所地に、リース契約はリース会社の常居所地に、各々連結する。

（ⅱ）物件が不動産である場合には、物件売買契約、リース契約ともに、不動産所在地に連結する。

③ サプライヤーに対するユーザーの直接修補請求の問題については、そうした請求権の内容（行使の範囲および態様）については物件売買契約の準拠法に拠る一方、ユーザーに当該請求権が帰属するか否かはリース契約の準拠法に拠り判断する。

---

[61] C. Dageförde 博士は「法的な直接修補請求権が認められたユーザーの状況は、任意の債権譲渡を通じてサプライヤーに対する請求権を取得した場合とほぼ同等のものと評価できる」としており、債権譲渡的な構成を前提とする上記 K. Thorn 博士の見解にも一定の理解を示している（C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 1138 [C. Dageförde]）。

３．結合取引を巡る近時の見解

本稿では、上記２．において、結合取引の典型としてファイナンス・リース取引を例に採り、ドイツにおける通説的見解について概説を行ってきた。後述（４．（２）①）の如く細部における議論の妥当性にはやや問題も残るように思うが、全体として議論の整合性にも配慮が払われており、これに対して批判的検証を行う余地は小さいように思われる。この通説的見解に拠れば、ファイナンス・リース取引を構成する個々の契約（リース契約､物件売買契約）における当事者相対の問題については、他の契約と結合関係にない単一の契約と何ら変わることなく、一般的な抵触規則（ローマⅠ規則では第３条以下の規定）に基づいて準拠法を決定すればよいと考えられている。従って、個々の契約に閉じた態様で生じる当事者間の問題は、各契約準拠法のみに基づいて法的処理が図られる。他方で、上記二つの契約により構成される統合体内部で生じる特殊な問題､即ち､結合関係にある複数の契約に跨がる法的問題（典型的には、サプライヤーに対するユーザーの直接修補請求の問題）については、こうした特殊な問題が生じる都度、問題毎に利害状況を総合的に考慮し準拠法を決定していくという姿勢が看取される。

このうち、最後に取り上げた問題は謂うまでもなく、複数の契約を結合させて統合的な取引システムを構築することにより生じる、契約結合に特有の問題である。もっとも、それはサプライヤーに対するユーザーの直接修補請求の問題に止まらない。この直接修補請求権の行使が肯定されるにしても、仮にサプライヤーがその債務履行を怠った場合には、果たしてユーザーがリース会社に対して金銭支払債務の履行を拒むことができるのであろうか。あるいは拒むことができるとして、その要件をどの国の法に基づき決すべきであろうか。一般的には「抗弁権の接続（切断）」という形で議論がなされる問題であるが、これも結合取引に特有の問題として捉えることが可能である[62]。詳しくは後述する（４．（２）②）

[62] 取引社会においては、ユーザーがサプライヤーに直接に修補請求できるか否かという問題よりも、この問題（抗弁権接続・切断の問題）の方が喫緊でかつ重要な問題である。なお、第三者信用販売取引にも同様の問題があることに

が、直接修補請求権の効果として抗弁権の接続が問題とされると捉えれば、物件売買契約の準拠法の問題として性質決定されるであろう。他方で、ユーザーとリース会社間におけるリース料支払債務の履行要件の問題（あるいは同債務に附着する抗弁の問題）であると捉えれば、この問題はリース契約の準拠法に拠って規律されるべきと考えることもできるだろう。いずれの準拠法についても適用を肯定することが可能であるため、抵触法で言うところの「調整問題（適応問題［Anpassung, Angleichung］）」[63]が生じていると位置付けられる。

ドイツでは近時、通説的な見解とは異なり、複数の契約により構築される取引システム全体を一つの法的事象として切り取り、それを一体として単一の準拠法に拠り規律すべし、との議論が出現している。こうした議論の出発点にある問題意識は、抵触法上も、契約の結合により構築される取引システムの統合性・一体性を尊重し、これを纏めて単一の法に拠らしめることにより、上記のような調整問題の発生を回避することにある[64]。こうした近時の見解の適否を判断するためにも、以下ではかかる議論の概要を説明する。

（1）当事者による法選択がある場合

そもそも、ローマⅠ規則では、当事者自治の原則を「契約上の債権債務関係を巡る抵触法体系の基礎（cornerstone）」と称しているとおり、契約準拠法の領域ではこの原則が広範に妥当する。既述のとおり（2.（1））、結合関係にある契約各々についても、その当事者が区々準拠法を選択できるとするのが通説的な理解である。

これに対して、近時ドイツの学説の中には、複数の契約が結合し形成している一つの経済的統合体を想定したうえで、その構成単位である個々の契約を切り出して区々準拠法を選択することが可能か、つまりは

つき、拙稿・前掲注（19）を参照。

63　調整問題について簡潔に解説したものとして、櫻田嘉章『国際私法〔第6版〕』（有斐閣、2012年）146頁以下、山田鐐一『国際私法〔第3版〕』（有斐閣、2004年）165頁以下、溜池良夫『国際私法講義〔第3版〕』（有斐閣、2005年）234頁以下。

64　M. Kaspers, a.a.O. (Fn. 24), 136ff.

こうした法選択が実質的な観点から正当性を有し得るかとの問題提起を行うものがある。こうした見解は、複数の契約により構築される統合的な取引システムの分割可能性（abspaltbarkeit）の有無を問うものであるが、そこでの立論のために、分割指定の内在的制約に関する議論を持ち出すのである。ドイツでは一般に、分割指定には内在的な制約が存在するとして、部分問題として分割可能（abspaltbar）であること、換言すれば準拠法の分割指定が実質的な観点から正当性を有していることを要件として求める見解が有力である[65]。契約結合を巡る近時の見解に拠れば、結合関係にある複数の契約について各々別個の準拠法を指定する場合と、一の契約につき分割して準拠法を指定する場合とでは問題状況に大きな質的相違はないとし、分割指定における内在的制約を巡る議論を結合取引にも応用することを示唆するのである[66]。とりわけ前述の抗弁権の接続や解除権の行使を巡る問題に関しては、各国毎に異なる実質法上の制度が形成されてきたことを踏まえると、この問題を契約結合にとって極めて特徴的な事項として捉えたうえで、複数の契約につき区々準拠法を指定することにより解消不能な形で矛盾した複数の結論が導き出される場合には、結合取引における分割可能性を否定し、抵触法上その一体的な取扱いを行うべし、というのがその立論の骨子である。

（2）当事者による法選択がない場合

複数の契約が結合関係にある場合でも、ローマⅠ規則４条に沿って各々の契約毎に客観連結を行い個別に準拠法を決定していくというのが、通説的見解の立場であることは既述のとおりである（２．（２））。

---

[65] F. Ferrari/E-M. Kieninger/P. Mankowski/K. Otte/I. Saenger/G. Schulze/A. Staudinger, Internationales Vertragsrecht, 3. Aufl. (C. H. Beck, 2018), Rom I-VO Art. 3 Rdn. 39 [F. Ferrari]; H. G. Bamberger/H. Roth (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 26), Rom I-VO Art. 3 Rdn. 28 [A. Spickhoff]; Münchener Kommentar BGB, a.a.O. (Fn. 16), Rom I-VO Art. 3 Rdn. 68 [D. Martiny]; Palandt BGB, a.a.O. (Fn. 22), Rom I-VO Art. 3 Rdn. 10 [K. Thorn]; J. Kropholler, Internationales Privatrecht, 6. Aufl. (Mohr Siebeck, 2006), 462; T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 29), Rom I-VO Art. 3 Rdn. 75f [J. von Hein].

[66] M. Kaspers, a.a.O. (Fn. 24), 140-142.

これに対して、近時の学説は、この点についても新たな視点を提示する。

第一に、性質決定の段階における操作可能性である。とりわけ欧州連合加盟国相互間では、国内法を整備する過程で、必ずしも同じ概念や基準を以て実質法規定の整備が進められているわけではなく、実質法レベルで各加盟国間に差違が生じているのも事実である[67]。そうした状況の下で、結合取引を構成する個々の契約につき準拠法を別個に決定するとすれば、抗弁権の接続・切断に代表されるような問題において複数の準拠法の間で結論に矛盾が生じ、調整問題が発生するであろう。調整問題の解決方策としては、一般に抵触法および実質法レベルでの個別操作が想定される[68]が、結合取引を分割して契約単位で準拠法を決することに否定的な近時の学説は、かかる事態を想定したうえで、抵触法レベルでは性質決定の段階で操作を行い、結合関係にある契約を個々に分割することなく、相互に結合する法律関係全体を単一の準拠法により律することができるように一体的な客観連結処理を図るべきである、との主張を展開するのである[69]。

第二に、回避条項の活用（附従的連結の可能性）である。近時の見解は、調整問題を回避するために、ローマⅠ規則４条３項に掲げる回避条項を

[67] 例えば、欧州連合では、消費者信用に関する指令15条２項が抗弁権の接続の問題を規定し、各加盟国はこれに倣って国内法を制定しているが、それでも加盟国毎に国内法の規定内容は微妙に異なっている。ドイツ法に拠れば、買主は売主によって提供された物件の追完がなされないときに限り、貸し手に対する返済を拒めるとする（ドイツ民法359条第３文）。これに対して、英国法に拠れば、提供物件の欠陥を以て直ちに、買主は売主のみならず貸し手にも対抗でき、売主と貸し手は連帯して買主に責任を負うとする（1974年消費者信用法75条１項）。つまり、ドイツ法に従えば、提供物件に欠陥があった場合でも買主は貸し手に抗弁を行う前に売主に追完の機会を与える必要があるのに対して、英国法に従えば、買主は直ちに貸し手への弁済を拒絶することが可能である。

[68] T. Rauscher, Internationales Privatrecht, 4. Aufl. (C. F. Müller, 2012), Rdn. 569ff; B. von Hoffmann/K. Thorn, Internationales Privatrecht, 9. Aufl. (C. H. Beck, 2007), §6 Rdn. 35ff.

[69] M. Kaspers, a.a.O. (Fn. 24), 152-153.

も活用すべきであると主張する[70]。ローマⅠ規則４条３項は「事案のすべての事情を踏まえれば、契約が前二項の指し示す国以外のその他の国との間に明らかに密接な関係を有する場合には、当該他の国の法を適用する」旨を規定している。同条項は、抵触法上個別妥当な処理を図るために、契約の最密接関係地への連結を確保することを目的とするが、近時の学説は、その一類型として、複数の個別契約が互いに結び付き密接な経済的関連性を通じて統一体を構成している状態（akzessorische Verträge, zusammenhängende Verträge）を挙げたうえで、その附従的連結の可能性に言及するのである。この見解は、かかる状況下で附従的連結を用いるメリットとして、①三当事者間の取引関係内部について、法的判断の統一性を確保し得ること[71]、②複数の準拠法が混在する場合とは異なり、単一の法の下で統一的な事案処理が図られることから、実質法レベルでの具体的な結論が予見可能になり延いては法的安定性の確保に貢献し得ること[72]、を掲げている。

４．検討

（１）結合取引を巡る近時の見解について

①　通説的見解からの評価

上記３．で概説した近時の見解は、抵触法においても、契約結合がもたらす統合的な取引システムの存在を正面から認識し、これに即した操作を肯定する点において、新たな視点を提示するものである。その目的は、統合体内部における法的判断の統一性、および実質法レベルにおける結論の予見可能性の確保に求められるが、一般論として、かかる議論が掲げる理念そのものに異論を挟む余地はないであろう。

また、取引社会の実情をみても、複数の企業体は顧客との間で相対の契約を締結することを通じてリスクの分散を図ることを検討するが、こ

[70] M. Kaspers, a.a.O. (Fn. 24), 153ff.

[71] C. von der Seipen, Akzessorische Anknüpfung und engste Verbindung im Kollisionsrecht der komplexen Vertragsverhältnisse (C. Winter, 1989), 55ff.

[72] C. von der Seipen, a.a.O. (Fn. 71), 60ff.

うした帰結を無条件に認めるとすれば、それは最終的に顧客に不利益となって跳ね返ってくる惧れがある。例えば、ファイナンス・リース取引において、ユーザーがサプライヤーに修補請求を直接行ったものの、サプライヤーがこれに応じない場合に、仮にこれを以てリース会社に対抗できない（抗弁権の接続が認められない）とすれば、結局のところ、顧客であるユーザーに対して、物件の瑕疵に伴うコストを負わせるとの帰結に至るであろう。複数の企業体は顧客との相対契約を繰り返すことにより、複数の契約が構築する取引システム内部でのリスク分散を図ったり、あるいは全体のリスク極小化を実現させることも可能である。このような物件・サービスを提供する企業側のリスク操作により顧客が不利益を被る事態を回避するためにも、相対契約に着目し「顧客と個別企業」という関係で法的検証を行うのではなく、「顧客と統合的な取引システム」という視点で、取引を巡るリスクと収益のバランスを捉え直すのも大切なことではないであろうか。こうした立場を採るならば、上記３．で紹介した近時の見解には傾聴に値する着眼点が内包されていると言うべきであろう。

しかしながら、近時の見解は、ローマⅠ規則が飽くまでも契約単位で準拠法の決定を行うとの前提を採用していることとの関係で、整合性を確保できない惧れが強い。通説的な見解は、一般論として、個別問題に対する評価矛盾を予め回避するために一体的連結（einheitliche Anknüpfung）あるいは附従的連結（akzessorische Anknüpfung）が選択肢の一つに成り得ることを認めつつも[73]、ファイナンス・リース取引に関して近時の見解が導出する結論には総じて否定的である[74]。例えば、K. Thorn 博士は、ファイナンス・リース取引において物件売買契約の準拠法にリース契約を附従的に連結させることについて、当事者の同一性

[73] G. Bamberger/H. Roth (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 26), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 80 [A. Spickhoff]; C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 174 [D. Martiny].

[74] Münchener Kommentar BGB, a.a.O. (Fn. 16), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 53 [D. Martiny]; C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 174 [D. Martiny]; G. Bamberger/H. Roth (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 26), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 80 [A. Spickhoff].

がないこと（der fehlenden Personenidentität）を理由に、これを否定する[75]。またC. Dageförde博士は、ファイナンス・リース取引を含めた結合取引一般について、複数の契約関係が相互に法的に独立していること、および契約毎に利害とリスクの状況が異なっていることを根拠に、その一体的あるいは附従的な連結を否定するのである[76]。抵触法上契約の単位につき固定的な基準を定立することには困難を生ずるが、しかしながら、ファイナンス・リース取引を構成する物件売買契約とリース契約では、当事者も異なるうえに、両方の契約に跨がらない個別契約に閉じた法的問題も多く、これらの問題では二つの契約を巡る利害状況が連動しないことが通常であろう[77]。確かに、結合関係にある複数契約に跨がる法的問題については、調整問題と言われる厄介な事象が生じ得るが、その一事を以て、抵触法上の処理として、これら複数の契約を一纏めにして単一の準拠法を指定するというのはやや乱暴な議論のように思われる。また、仮に近時の見解を受け入れるにしても、ファイナンス・リース取引を巡る三当事者間の法律関係について、物件購入（物件売買契約）

---

[75] T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 29), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 94 und Rdn. 150 [K. Thorn]. なお、附従的連結が成立するための必須要件として、複数の契約がいずれも同一の当事者によって締結されていることを要求するか否かについては、ドイツでも見解が分かれる。K. Thorn博士は当事者の同一性を必須要件（zwingende Voraussetzung）と位置付けるほか、B. von Hoffmann博士もこれに近い立場である（Soergel BGB, a.a.O. (Fn. 46), EGBGB Art. 28 Rdn. 116 [B. von Hoffmann]）。他方で、当事者の同一性が附従的連結成立の必須要件ではないとの見解も有力に提唱されている（C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 174 [D. Martiny]; Staudinger BGB, a.a.O. (Fn. 22), Rom I-VO Art. 4 Rdn. 136 [U. Magnus]; M. McParland, The Rome I Regulation on the Law Applicable to Contractual Obligations (Oxford Univ. Pr., 2015), §10.383; D. Güllemann, Internationales Vertragsrecht, 2. Aufl. (F. Vahlen, 2014), 61-62）。

[76] C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 1132 [C. Dageförde].

[77] 例えば、リース契約におけるユーザーの金銭支払債務について支払通貨が争点になったり、履行期が問題になったりすることがあっても、それは物件売買契約との関係では直接的な関連性を有しない。他方で、物件売買契約におけるサプライヤーの物件引渡債務について履行地や同時履行の抗弁権の有無が問題になったとしても、そのことはリース契約とは基本的に無関係である。

と資金提供（リース契約）のいずれに重点が所在するのかを一律に決定しなければならないが、それは実際には殆ど不可能であろう[78]。むしろ、ローマⅠ規則における規定内容等も踏まえれば、結合関係にある契約であっても個別に準拠法を定めたうえで、複数の契約に跨がる法的問題については、その都度、具体的な紛争内容に即して法の適用関係を決定していくのが現実的な処理ではないかと思われる。

②　近時見解の立論に対する内在的批判

近時の見解は、学説の多くが分割指定に対する内在的制約として「部分問題としての分割可能性（abspaltbarkeit）」という要件を課していることを、契約結合がもたらす統合的な取引システムにも応用し、仮令結合関係にある各契約につき主観的法選択が存在する場合であったとしても、取引システムに分割可能性がないと結論付けることで、契約単位での主観的法選択を否定し、取引システム全体を纏めて単一の準拠法に拠らしめるべきとの立論を行っている。こうした立論のあり方自体を全面的に否定するつもりはないが、分割指定に関する従前の見解を詳細にみれば、その立論が粗く、批判的検証に十分耐え得るものとは言い難いことが分かってくる。

既に説明済みであるが、ドイツの学説では、分割指定を認めるに当たり、部分問題として分割可能（abspaltbar）であることを要件として求める見解が有力である[79]。これら学説が持ち出す一例は、国際売買契約において買主と売主が各自の債務につき自身の常居所地国法を準拠法とする旨を合意した事案である[80]。売買契約に代表される双務契約では一

[78] C. Reithmann/D. Martiny (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 16), Rdn. 1132 [C. Dageförde].

[79] 前掲注（65）掲載の文献を参照。

[80] T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 29), Rom I-VO Art. 3 Rdn. 77 [J. von Hein]; Soergel BGB, a.a.O. (Fn. 46), EGBGB Art. 27 Rdn. 58ff [B. von Hoffmann]. なお、これら学説が持ち出すもう一つの事例は、契約締結の合意（申込みと承諾）である。契約締結の合意を申込みと承諾に分割して各々を別個の法に委ねるのは適当でないと考えて、その分割可能性を否定する（T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 29), Rom I-VO Art. 3 Rdn.77 [J. von Hein]; Palandt BGB, a.a.O. (Fn. 22), Rom I-VO Art. 3 Rdn. 10 [K.Thorn]; Soergel BGB, a.a.O. (Fn. 46), EGBGB Art.

般に双方の債務が機能的な相互連動関係（funktionelle Synallagma）にあるため、買主の債務不履行が直ちに売主の契約解除権を生ぜしめるか否か、他に追加的な条件を要するか否かを巡り、各々の債務準拠法で結論が異なる場合があり得る。この場合に売主の解除権につき双方の債務準拠法をともに適用したのでは、これら準拠法毎に異なる結論に到達し、両者の間で解消できない矛盾が生じることになる。本稿との関係で重要なのはここから先の議論である。分割指定の結果としてかかる矛盾が生じる場合に、大半の学説では、契約全体につき分割指定の一切を否定するのではなく、上記の国際売買契約の事例に即せば、売主および買主の給付債務の内容等については飽くまでも分割指定を許容し、主観的選択により指定された法（つまり、各自の常居所地国法）を適用するものの、双方の債務に跨がる問題に限っては、分割指定を否定し客観連結に拠るか、あるいは調整問題として処理を図ることを提唱する[81]。このうち、双方の債務に跨がる問題について分割指定を否定し客観連結に委ねることを主張するのは、B. von Hoffmann 博士である。同博士は、双方の債務間の機能的相互連動関係に限っては、客観連結により売主（特徴的給付者）の常居所地国法が優先的に適用されるべきであるとし、買主の債務不履行時に売主が解除権を行使し得るか否かは同法によって決すべきとするが、他方で、各当事者の債務に閉じた問題（履行地、履行期、免責事由等）は主観的選択により指定された法に準拠すればよいと考える[82]。これに対して、双方の債務に跨がる問題について調整問題としての処理を主張するのが、G. Hohloch 博士である。同博士は、この問題

27 Rdn. 58ff [B. von Hoffmann]; T. Rauscher, a.a.O. (Fn. 68), Rdn. 1150）。

[81] J. Kropholler, a.a.O. (Fn. 65), 462-463; Palandt BGB, a.a.O. (Fn. 22), Rom I-VO Art. 3 Rdn. 10 [K. Thorn]; B. von Hoffmann/K. Thorn, a.a.O. (Fn. 68), §10 Rdn. 39; F. Ferrari/E-M. Kieninger/P. Mankowski/K. Otte/I. Saenger/G. Schulze/A. Staudinger, a.a.O. (Fn. 65), Rom I-VO Art. 3 Rdn. 39ff [F. Ferrari]; T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 29), Rom I-VO Art. 3 Rdn. 77 [J. von Hein]; Dicey/Morris/Collins, supra note (22), §32-052; M. McParland, supra note (75), §9.140; Soergel BGB, a.a.O. (Fn. 46), EGBGB Art. 27 Rdn. 56ff [B. von Hoffmann]; Erman BGB, a.a.O. (Fn. 26), EGBGB Art. 27 Rdn. 21 [G. Hohloch].

[82] Soergel BGB, a.a.O. (Fn. 46), EGBGB Art. 27 Rdn. 59ff [B. von Hoffmann].

の解決のためには、抵触法のレベルにおいて準拠法の適用範囲を有理的に画定させることを通じて処理を図り、さもなくば実質法のレベルにおいて個別事案に即した実体的判断を行うべき旨を提唱するのである[83]。

結合取引に関する近時の学説は、分割指定における議論を援用したうえで、結合関係にある契約それぞれについて区々の準拠法指定を行った場合には、抗弁権の接続・切断の問題において準拠法間で矛盾した結論が生じるリスクがあることを理由に、契約毎に区々の準拠法指定を行うことを一切否定する。しかしながら、分割指定に関する従前の学説をみると、分割指定の内在的制約として分割可能性（abspaltbarkeit）という要件を持ち出すものの、分割指定を行うことで相容れない複数の結論が生じる場合には、その矛盾する結論が生じる範囲に限って分割指定を否定する、あるいは矛盾箇所についてのみ調整問題として処理を行うに止まるのであって、一部に解決不能な矛盾が生じるという一事を以て、契約全体について分割指定を一切許容しないといった頑なな姿勢を採ってはいない。仮に分割指定に関する従前の議論を結合取引に応用するのであれば、結合関係にある各契約毎に区々準拠法を指定することを認めつつも、抗弁権の接続・切断に代表されるような、複数の契約に跨がる問題に限って、こうした区々の準拠法指定を否定し客観連結に拠るなり、調整問題として個別事案毎に妥当な処理を模索すれば足りるというべきではないであろうか。結合取引に関する近時の学説は、分割指定に関する従前の議論を結合取引に応用するとしつつも、実際にはその議論の枠組みを超える形で独自の立論を展開しているが、そうであれば、その論拠について説得的な理由付けを用意すべきであろうと思われる。

（2）法適用関係の調整を要する問題について

①　サプライヤーに対するユーザーの直接修補請求権の問題

既述（2．（4）③）のとおり、通説的見解の中では、サプライヤーに対する直接修補請求権がユーザーに帰属するか否かはリース契約の準拠法に拠り、その請求権の内容（その範囲や態様）は物件売買契約の準拠法に拠る、という結論で、ある程度のコンセンサスが得られている。し

[83] Erman BGB, a.a.O. (Fn. 26), EGBGB Art. 27 Rdn. 21 [G. Hohloch].

かしながら、その論拠は —— 特に、前段の問題（サプライヤーに対する直接修補請求権がユーザーに帰属するか否かという問題）についてであるが —— 実は判然としない。C. Dageförde 博士は、リース契約に瑕疵担保免責条項が盛り込まれたことの効果としてユーザーに直接修補請求権が生じるとしたドイツ連邦最高裁判決を論拠に、前段の問題についてリース契約の準拠法を持ち出すが、これは特定の国の実質法を出発点として抵触法の操作を逆算し導き出すものである。同博士の立論は結局のところ、実質法の規定内容により準拠法指定が左右されることから、抵触法上の処理としては妥当ではないようにも思われる。サプライヤーに対するユーザーの直接修補請求権を実質法で定めている国は他にもある。著名な例で言えば、米国統一商法典第２A編209条１項が「供給契約（物件売買契約）およびすべての取決めのなかでサプライヤーが貸主（リース会社）に約した便益は、･･･ 供給契約に関連するファイナンス・リース取引の下で借主（ユーザー）に帰属するリース貸借権の範囲内において、借主に及ぶ」旨を規定する（丸括弧内の記述は執筆者による）。この規定の内容は、サプライヤーに対する直接修補請求権がユーザーに帰属するのは、ユーザーが契約に基づきリース会社に対してリース賃借権を取得しているが故である、との考えに立脚するものである。C. Dageförde 博士の立論に沿って考えると、この米国の実質法規定を前提とした場合にも、サプライヤーに対する直接修補請求権がユーザーに帰属するか否かという問題はリース契約の効果として、当該契約の準拠法に送致されることになるであろう。なお、仮に同博士の立論を読み替えて（あるいは善意に解釈して）、サプライヤーに対する直接修補請求権のユーザーへの帰属の問題を、ある契約の効果として生じる一種の法定債権として捉える趣旨と解すれば、当該契約の準拠法に拠らしめるのも抵触法上十分理由のあることとも思われる。しかしながら、その場合には、同博士の出した結論とは異なり、ユーザーに直接修補請求権が帰属するか否かという問題は、問題となる実質法の規定内容如何では、リース契約の準拠法に拠るとの結論には必ずしも至らない可能性があることを認めなければならないであろう。

準拠法を巡る具体的な結論は同じであるが、立論としては K. Thorn 博士の見解の方が簡明であり、かつ妥当であると考える。そもそも実質

法の領域でも、直接修補請求権がユーザーに帰属すると考える根拠は然程明確ではないが、物件売買契約の下でリース会社がサプライヤーに対して有する請求権が、リース契約の中で明示的ではないにしても黙示的にユーザーに譲渡されていると擬制すれば、ローマⅠ規則14条１項に基づいて考えると、ユーザーとリース会社間における債権譲渡の有効性はリース契約の準拠法に拠ることになるだろう。そのうえで、ユーザーがサプライヤーに対してこの修補請求権を行使する際の内容や態様に関する問題は、第三債務者に対する債権譲渡の効力の問題に相当する。従って、ローマⅠ規則14条２項に照らせば、この問題を譲渡対象債権の準拠法（即ち、物件売買契約の準拠法）に拠らしめるとの Thorn 博士の見解は、抵触法上十分理解が得られる議論であると思われる。

②　所謂「抗弁権の接続」の問題

上記①の直接修補請求権の準拠法はドイツでも抵触法上重要な論点として取り上げられるが、他方で、実務上これが争点になることはあまり想定できない。サプライヤーに対するユーザーの直接修補請求が否定されるのであれば、そもそもファイナンス・リース取引を希望するユーザーは現れないはずであり、従って、ビジネスモデルとして成立し得ないからである。但し、ユーザーがサプライヤーに修補請求を行ったにも拘らず満足なサービスを受けられない場合には、このことを理由として、リース会社への金銭（リース料）の支払いにつき免責を受けることができるかという問題が別途想定され、実際の事案においても争点として顕現化し得る。所謂「抗弁権の接続」の問題であるが、この問題は何もファイナンス・リース取引に限ったものではなく、第三者信用販売取引をはじめ多くの結合取引において生じ得る典型的な紛争の一つである[84]。

この問題は、ユーザーが修補請求したものの、サプライヤーがこの請求に応じず債務不履行が生じているのであって、その効果としてユーザーによる金銭支払債務の履行の要否が問題になっていると考えれば、物件売買契約の準拠法に拠ると考えられる。他方で、ユーザーがリース

[84] 第三者信用販売取引における「抗弁権の接続」問題について、欧州抵触法の視点から検討を加えるものとして、M. Kaspers, a.a.O. (Fn. 24) がある。

会社に負っているリース契約上の金銭支払債務の履行要件に関する問題（あるいは同債務に附着する抗弁の問題）として捉えれば、リース契約の準拠法に拠るとも考えられる。もとより、両方の契約に関わる問題として二つの準拠法をともに適用するとの考え方も出てこよう。いずれにしてもここでは、調整問題として、如何なる処理を行うべきかが問われることになる。調整問題の具体的な処理に当たっては、一般的な準則があるわけではなく、具体的な事案に即して、抵触法ならびに実質法上の諸利益を衡量して、不当な結果を回避するために適切な措置が講じられるに過ぎない[85]。それでは、抗弁権の接続という具体的な問題について、如何なる処置を講ずるべきであろうか。

契約結合により構築された統合的な取引システムでは、顧客との間のリスク管理は相対契約を通じて個別のサービス提供者に委ねる一方で、その内部における収益分配はこれと切り離される形で行われることが多い[86]。少なくとも二つの契約に跨がる問題について、顧客の権利行使に支障が生じるなど顧客に不利益が生じる可能性がある局面では、相対の契約関係に個別に着眼するのではなく、「顧客」と「サービス提供者側」という対立構造の下で法的関係を把握することにより、具体的な事案処理における実質的な妥当性を確保できるのではないか、と思われる[87]。実際に、執筆者は第三者信用販売取引に関して、その取引を成立させる

[85] ドイツの学説について、前掲注（68）掲載の文献を参照。なお、わが国の学説でも事情は同様である（前掲注（63）掲載の文献を参照）。

[86] この点は、フランチャイズ取引をみれば明らかであろう。顧客との関係はフランチャイジーに委ねられることが多く、そこで生じる法的紛争は顧客とフランチャイジーの売買契約等に基づいて両者の間で処理がなされるが、他方で、フランチャイズ・システム内部での収益分配はこれとは切り離されて、フランチャイザーとフランチャイジーとの間の契約に基づき行われている。こうした状況の下では、フランチャイジーは個々の取引に伴うリスクや費用を負担しつつも、それに見合った収益分配に与っていると言えるかは大いに疑問である。トイブナー（藤原訳）・前掲注（14）を参照。

[87] トイブナーは、フランチャイズ取引に関連して、「ネット外部からの直接請求」という概念を用いて同様の議論を展開する（トイブナー（藤原訳）・前掲注（14）192頁以下）。

動機付けが主としてサービス提供者側（物件の売主と購入資金の貸し手）にあるとしたうえで、上記のような対立構造の下で抗弁権の接続を巡る抵触法上の処理のあり方を検討したことがある[88]。

ファイナンス・リース取引は、第三者信用販売取引とは異なり、サービス提供者側（サプライヤーとリース会社）の取引動機のみがこの取引の成立を主導しているわけではないが、ファイナンス・リース取引における「抗弁権の接続」問題の準拠法を決定するに当たっても、やはり「ユーザー」対「サービス提供者側（サプライヤーとリース会社）」という対立図式で議論を進めるのが妥当ではないかと考えられる。もとより、ユーザーがオフ・バランス化による節税対策、機器導入の初期コストの削減等の動機に基づき、ファイナンス・リース取引を積極的に活用している側面が存在するのも事実であるが、他方でサービス提供者側も、分業による事務負担の分散、リスクの極小化と利益の最大化といった動機を持って、この契約結合の実現を推進している。即ち、サプライヤーとリース会社は、共通の取引動機を以て、複数の相対契約を組み合わせることにより、ユーザーと対面する形で一つの統合的な取引システムを構築している、と評価することが可能である。そして、その内部において、サプライヤーとリース会社がユーザーとの相対契約等を駆使することで取引リスクを区々分散させることにより、サービス提供者側としての取引リスクの総量を極小化し得るとすれば、それは、ユーザーの過度な負担の下に、サービス提供者側による過度な利益享受を認めるという結論を許容することに他なるまい。ファイナンス・リース取引では、サービス提供者側としてサプライヤーとリース会社という二つの法主体が存在するが、単一主体がサービス提供者として存在している場合（典型的には、オペレーティング・リース取引）との比較で言えば、サービス提供者側の収益水準はそのままに、サービス提供主体を複数の法主体に分けることで、本来サービス提供者側が負うべき取引リスクを縮減できるとすれば、それはユーザーに不当に過度な取引コストを負わせていることになるだろう。

このような問題意識を踏まえたうえで、ファイナンス・リース取引に

[88] 拙稿・前掲注（19）を参照。

おける「抗弁権の接続」問題を検討するに、この問題はユーザーがサプライヤーに対して有する直接修補請求権と、ユーザーがリース会社に対して負うリース料支払債務の双方に関係していることから、それら準拠法のうち、いずれか有利なものに基づき、ユーザーが抗弁権の接続を主張することを認めても差支えないと考えられる。サービス提供者側は統合的で複雑な取引メカニズムを構築し、総体として当該取引から常に一定の収益を獲得し得ることとの均衡を考慮すると、抵触法上かかる見解を採ったからといって、サービス提供者側に不測の不利益が生じるわけではないであろう。とりわけリース会社にしても、サプライヤーがユーザーに物件を提供することを了知し、実質的にそのファイナンスを行っている以上、ユーザーとの関係において、リース契約の準拠法はもとより、物件売買契約の準拠法を適用されたとしても、その予見可能性を害されるわけではない。むしろ、サプライヤーと協働して対顧客サービスにつき進んで役割分担を行った以上は、抵触法上の処理に当たっても、それに伴うリスクをサプライヤーとともに負担するのは当然ではないか、と思われる[89]。

[89] なお、抵触法上の処理として、可能な限り抗弁権の接続を認めるべく選択的連結という手法を用いるのではなく、「ユーザーがサプライヤーに修補を請求したものの、サプライヤーから十分な対応が得られない場合には、抗弁権の接続を認め、ユーザーからリース会社に対する支払拒絶を肯定する」といった趣旨の渉外実質法が存在することを想定するのも、選択肢の一つとして一応は考えられる。しかしながら、社団法人リース事業協会によるリース契約書〔平成12年２月改訂版〕には、リース会社が瑕疵担保責任を負わないとする条項（15条２項）や、ユーザーが物件の瑕疵を理由としてリース料の支払を拒絶できないとする条項（同条５項）が設けられているが、わが国実質法の領域では、これら条項の有効性を肯定する見解（例えば、山本敬三『民法講義Ⅳ-１契約』（有斐閣、2005年）391頁）もあれば、否定する見解（例えば、近江・前掲注（10）329頁）もあり、未だ結論の一致をみていない。また、裁判実務においても、これら条項の有効性を肯定した下級審裁判例が多い（大阪地判昭和51年３月26日下民集32巻１～４号176頁、大阪高判昭和58年８月10日判時1100号77頁、東京高判昭和61年７月17日金判751号５頁等）ものの、一般論として、これら条項の有効性を否定し抗弁権の接続を認める余地があることを示唆した下級審裁判例（福岡地判平成元年１月９日判時1320号121頁）も存在するなど、必ずしも

5．結語

欧州では、第三者信用販売取引やファイナンス・リース取引にみられるように、結合関係にある複数の契約を抵触法上如何に取り扱うべきかについて、不十分ではあるものの、新たな視点に立脚した見解が示され、通説的見解との間で意見交換がなされている。複数当事者間の契約により構築される取引システムは、いまや現在の市場社会の重要な構成体として位置付けられるようになっており、相対の契約関係に着目するのみでは、そのリスクと収益の分配構造を的確に把握することが困難になっている。単に契約相手方単体の責任を問うだけでは、顧客の法的保護が十分に図れない惧れがあることを認識し、保護の実効性を確保するためにも、複数の契約により構築される取引システムの集合責任を問う形で議論を進めていく必要があろう。この点、結合取引の準拠法に関する近時の見解は、実際の市場社会で顕著になっている契約結合という法的事象を正面から取り上げ、既存の抵触法のフレームワークに対して新たな問題意識を提示するという意味で、重要な役割を果たし得ると考えられる。即ち、こうした近時の見解そのものは、ややもすると乱暴な立論に終始しており、抵触法とても実定法領域の一部であることを踏まえると、その内容をそのまま無批判に受け入れることは困難である。しかしながら、それが持つ問題意識には首肯できる要素を含んでおり、これを何らかの形で抵触法上の解釈論に反映させていく必要はあるだろう。近時の見解が提示した問題意識を抵触法上の解釈論に如何に盛り込んでいくかについては、本稿において、抗弁権の接続に関する議論として、簡単で

見解が確定的に集約されていないのが実情である。つまりは、わが国実質法においては、如何なる要件の下で抗弁権の接続を認めるかという問題のみならず、そもそも論として抗弁権の接続自体を認めるべきか否かという問題についてすら、見解の一致をみていないわけである。こうした実質法解釈論の現状を踏まえると、上記のような渉外実質法の存在を想定することにはかなりの無理があるだろう。従って、抵触法上の処理としては、本文で示したような選択的連結の導入が精々であると思われる。なお、渉外実質法の概要については、澤木敬郎＝烝場準一編『国際私法の争点〔新版〕』（有斐閣、1996年）19頁以下［烝場］を参照。

はあるが言及したつもりである。現行の抵触法では、契約を基礎単位として準則が設けられていることから、契約結合を巡っては、近時の見解が提唱するように単位法律関係のレベルで操作を加えることには自ずと限界はある。しかしながら、結合取引の複相性・多層性を認識したうえで、準拠法決定過程を通じて可能な範囲で実体的な価値判断を織り込み、調整問題の処理として抵触法上何らかの操作を模索することは可能であろうと思われる。

結合取引を構成する複数の契約各々について相対性の原則が認められる一方で、これら複数の契約に相互依存関係をもたらす結合要素（これら契約に共通する実質的結合理由）が存在する場合には、契約の統合化という現象が顕れることになる。ファイナンス・リース取引を構成する物件売買契約とリース契約は、契約当事者こそ一致しないものの、同一の結合要素がいずれの契約にも取り込まれており、これによって結合型の取引が成立していると考えられる。即ち、結合要素は双方の契約を統合するためには不可欠なものとして位置付けることが可能である。そうであれば、仮令各契約の当事者間において個別に特約を定めその内容が互いに抵触する事態が生じたとしても、ファイナンス・リース取引がその成立に当たって拠って立つ結合要素こそが、契約内容を合理的な内容へと導くための適正化基準として機能することが期待されるであろう[90]。そして、こうした基本的な視座は実体法の領域に止まらず、抵触法の領域でも考慮されるべき内容を包含していると思われる。

もっとも、執筆者の立場に対して無用な誤解が生じるのを避けるためにも、先ずもって指摘しておかなければならないのは、ファイナンス・リース取引を巡る抵触法上の検討においても、物件売買契約とリース契約を別個の契約としてその相互独立性を認めることが議論の大前提になる、ということである。例えば、契約債務の履行地、履行日時をはじめ各契約に閉じた法律問題については、各契約の準拠法をそのまま適用すればよいであろう。従って、結合取引を構成する複数の契約について準拠法を一体的に決定すべきといった極端な見解を採る必要は全くない

[90] 実体法の領域において、こうした主張を行うものとして、千葉・前掲注（1）195 ～ 199頁を参照。

し、実定法の解釈論として、そうした立論が正当とは評価し難い。しかしながら、双方の契約に跨がる法律問題（典型的には、抗弁権の接続・切断の問題）について双方の契約準拠法をともに適用すれば、その適用結果に矛盾が生じる惧れがあるのも事実である。このような矛盾が生じ得るのは契約の相対性原則、延いては当事者自治の原則を愚直に貫こうとしたことに原因が存在すると言わざるを得ない。この限りにおいて、意思自治の原則のコロラリーとして主張されてきた契約の相対性原則[91]は、結合した複数の契約が依拠する共通目的、即ち、契約の統合化の要請との関係において修正を余儀なくされると考えるべきである。抵触法の領域において、このような事態が生じる場合には、契約の統合化を推し進めた結合要素の存在および内容に沿って、準拠法に関する双方の契約内容が適正に修正されることが要請されると考えるべきであろう。

（追記）本稿は、科学研究費補助金（25380056、15H01927、17K03379）およびKDDI財団2016年度調査研究助成による成果の一部である。

[91] 星野英一「契約思想・契約法の歴史と比較法」『基本法学４〔契約〕』（岩波書店、1983年）14頁、千葉恵美子「割賦販売法上の抗弁接続規定と民法」民商法雑誌93巻臨時増刊号２〔創刊50周年記念論文Ⅱ〕（1986年）302頁以下。